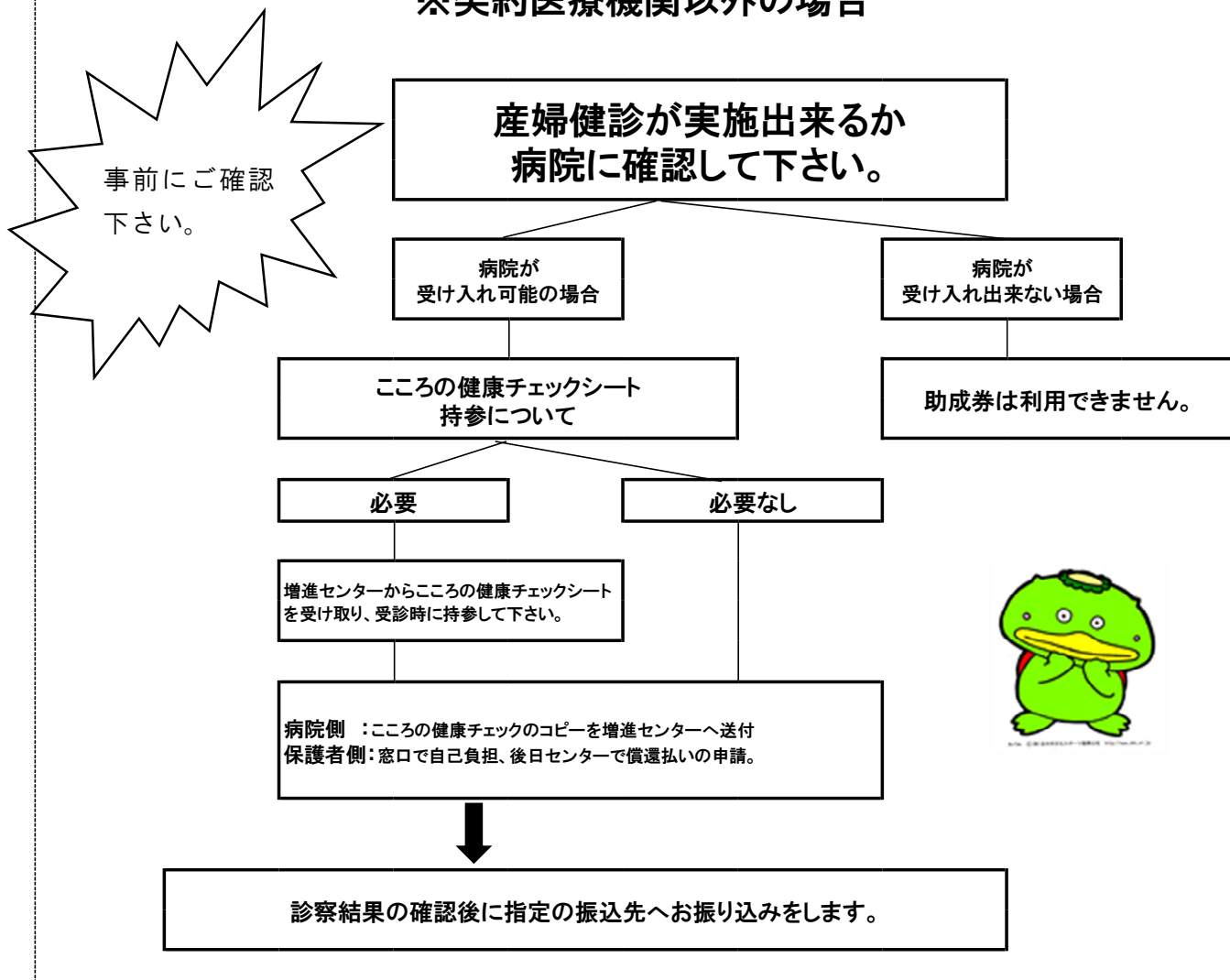


出産病院で助成券が使えない場合

※契約医療機関以外の場合



Q&A

Q 1. 産婦健康診査の契約医療機関とは何ですか？

A 1. 産婦健康診査の助成券が使える病院が契約医療機関となります。令和4年4月以降は埼玉県のホームページにも掲載されます。

Q 2. 償還払いとは何ですか？

A 2. 一度病院の窓口で自己負担で支払っていただき、後日健康増進センターで払い戻しの手続きを行い、1回5,000円を限度にお返すするものです。詳しくは表面の補助金制度（償還払い）をご確認下さい。

※こころの健康チェックを実施してない場合は、助成の対象外となりますのでご注意ください。

志木市健康増進センター
住 所 志木市幸町3-4-70
電 話 048-473-3811
F A X 048-476-7222
E-mail hoken-s@city.shiki.lg.jp